福岡県筑紫郡那珂川町大字南面里
字釜ヶ谷　一二二八番五　一号
一二三四番五　二号
一二二八番一　三号及び四号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
住野川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十年建設省告示第九百十三号及び平成二十一年国土交通省告示第千三百七十号で指定した土地の区域を除く。）
福岡県田川郡香春町大字採銅所
字スミノウ　五五三七番一　一号
五五三五番二地先水路敷　二号
五七九〇番一　十七号及び十八号
五七九四番一　十九号
五七九三番一地先道路敷　二十号
五五三八番地先河川敷　三号
字神崎
字神崎ソノ　五五三九番　四号
字岸田　五五四〇番　五号及び六号
字前田　五五四四番一　七号
五五五四番一　九号及び十号
字曲り田　五五四五番　八号
字長光　五七五二番一　十一号
字屋敷ノ下　五七五三番三　十二号
五七五三番二　十三号及び十四号
字コクブ　五七七八番　十五号及び十六号

○国土交通省告示第千四百七十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十四年十二月二十日
国土交通大臣　羽田雄一郎
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
愛宕谷
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十年建設省告示第七百七十五号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）
高知県土佐郡土佐町地蔵寺
字中屋敷
一二一七番一　一号、二号及び十六号
一二一七番六　三号及び四号
一二一九番二　十号
一二一八番　十一号
一二一七番三地先水路敷　十二号
一二二〇番九　十三号
一二二〇番六　十四号
一二一六番四　十五号
字高野谷
一一七八番　五号
一一七六番一　六号
字中藤
四二七六番六　七号及び八号
四二七六番三　九号

○国土交通省告示第千四百七十四号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成二十四年十二月二十日
国土交通大臣　羽田雄一郎
一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所
ビューローベリタスジャパン株式会社　神奈川県横浜市中区山下町一番地シルクビル
二　変更する年月日
平成二十四年十二月十七日
三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地
仙台事務所　宮城県仙台市青葉区中央一丁目二番三号

○関東地方整備局告示第四百二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
平成二十四年十二月二十日
関東地方整備局長　森北　佳昭
路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二百四十六号　神奈川県足柄上郡山北町向原字下耕地二六六五番四地先から同町向原字上本村一七八六番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所
供用開始の期日　平成二十四年十二月二十日

○北陸地方整備局告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十四年十二月二十日
北陸地方整備局長　橋場　克司
一　施行者の名称　新潟県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年北陸地方整備局告示第九十四号柏崎都市計画道路事業三・四・二十五号諏訪町東本町線
三　事業施行期間　自平成二十二年七月五日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十二年北陸地方整備局告示第九十四号の事業地である新潟県柏崎市東本町二丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第百五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十四年十二月二十日
中国地方整備局長　戸田　和彦
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
出雲市多伎町多岐一七番一から大田市久手町刺鹿字松ノ前七六八番一まで	前	A	一〇・一七～一〇・四九（メートル）	一〇四・二二（キロメートル）	
		B	一〇・四九～一九二・二六	八・九四五	
	後	A	一〇・一七～一〇・一八	一九二・二六～一九二・二六	
		B・C	一〇・一八～一九二・二六	一六・〇九八～一六・〇九八	
大田市久手町刺鹿字松ノ前七六八番一から同市久手町刺鹿字諸友山田五二〇番七まで	前		一七・八九～一九・七四	三四・九〇～四七・八二	
	後			〇・一〇一～〇・一〇一	

上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所